㈡　大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が100キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×((ＬＲ＋L’1 R’1）×0.5＋L’2 R’2）＋75）×ｔ＋Ｐ＋P’×0.5

※ただし、上記式において、（ａ×((ＬＲ＋L’1 R’1）×0.5＋L’2 R’2）＋75）×ｔ又はP’×0.5の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、Ｌ、L’1、L’2、Ｐ、P’、Ｒ、R’1、R’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＤ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P’　：別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、普通区間のキロ程、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路のキロ程並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間のキロ程（キロ程適用日からに限る。）を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、㈠に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、㈠の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

（ａ×（((ＬＲ＋L’1 R’1）×（１－ｄ））＋L’2 R’2）＋150×（１－ｄ））×ｔ＋Ｐ＋P’×（１－ｄ）

※ただし、上記式において、（ａ×（((ＬＲ＋L’1 R’1）×（１－ｄ））＋L’2 R’2）＋150×（１－ｄ））×ｔ又はP’×（１－ｄ）の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてａ、ｄ、Ｌ、L’1、L’2、Ｐ、P’、Ｒ、R’1、R’2及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ｄ　：㈡に定める計算式により算出した値を100で除した値

Ｌ　：山形自動車道の笹谷インターチェンジから関沢インターチェンジまでの区間を除く普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’1：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

L’2：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＤ又はＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

P’　：⑴①イ㈡ト）Ｂ㈠に定める料金の額、別表６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路の料金の額又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’1：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R’2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ　適用する期間

平成21年７月８日から平成26年３月31日までとする。

⑧　早朝夜間割引

イ　割引をする自動車

㈠　対距離制区間等

大都市近郊区間又は別表６のうちＤに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

㈡　均一制区間等

均一制区間（東京外環自動車道に限る。）又は別表６のうちＥに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前６時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとし、高速国道の通行料金、別表６のうちＢ、Ｄ及びＥに掲げる高速道路の通行料金並びに東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、別表６のうちＢ、Ｄ若しくはＥに掲げる各高速道路又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ　その他

横浜横須賀道路については、平成18年10月31日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。別表６のうちＢに掲げる高速道路については、平成21年３月28日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間については、キロ程適用日から平成26年３月31日まで本割引を適用する。

⑨　平日夜間割引

イ　割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前０時までの間（平成21年３月30日から平成26年３月31日までについては、平日の午前４時から午前６時までの間又は平日の午後８時から翌午前０時までの間。）に高速国道又は別表６に掲げる高速道路（Ｆに掲げる高速道路を除く。）を通行するＥＴＣ車。